

妹が所見るを見す、君が所見むことを云意なり、夢もに寐の間に所見るな云、さて如此物も所見る由の名なるを、見る此方に貢せたるが如し、されども、其を此方より見るにとなれども、此物も本は長所見にて、彼方より所見るにとなれども、其を此方より見るに云なり、那賀卒と活用くも、卒は所見の約りたるにて、彼方より見ゆるなれども、全此方より見らることに云り、さて那賀米には眺字などを書く、此字の注に眺望也とも、遠視也とも、云るに依らば、長目は、長く見ることに云なり、那賀卒観る意なり、さて心に物思ふことある時は、つくと物をながめ居るものなる故に、中昔よりは、物思ふことをも、やがて那賀米と云、其は別事也、此は彼女人を御前に侍はしめて、婚まほし又聲を長く引て詠るをも、那賀米と云、其は別事也、此は彼女人を御前に侍はしめて、婚まほし、く所思看すさまにつらく、視居賜ふを云るにて、天皇の御長目なり、師はナカメタレドモられたりいかゞ、さては令恒令經とは、幾度も然る目を令見賜ふを云なり、字を置る意に當りがたし、恒令經とは、幾度も然る目を令見賜ふを云なり、

〔續日本紀三十四〕寶龜八年九月丙寅、内大臣從二位勳四等藤原朝臣良繼薨、略中太師押勝起宅於

楊梅宮南東西構樓高臨内裏、南面之門便以爲櫓、人士側目稍有不臣之譏、

〔源氏物語角總二十八〕因幡のめのとのいと物はづかし、うゐくしき心ちして、まばゆくあふぎはなたぬに、きみの御ありさまみたてまつりてぞ、さしいでざらましかば、いかにくちをしうとみやりたるまみげにうつぐしとみたてまつりたるものとはりにみゆ、

〔源氏物語角總四十七〕宮はいつしかと御文奉り給ふ、山里には誰もくうつ、の心ちしたまはず、思みだれたまへり、さまぐにおぼしかまへけるを、色にも出し給はざりけるよと、うとましうつらく、あね君をば思きこえ給て、めもみあはせ奉り給はず、しらざりしさまをもさはくとはえあきらめたまはで、ことわりにこゝろぐるしく思きこえ給、

〔枕草子四〕左衛門の文とて、ふみをもてきたり、みなねたるに火ちかくとりよせて見れば、あすみどきやうのけちぐわんにて、宰相中將の御物いみにこもり給へるに、いもうと○清少のあり所申せとせめらるゝに、すぢなし、さらにえかくし申まじき、そことやきかせ奉るべき、いかに仰せに玄たがはんとぞいひたる、返事もかゝでめを一寸ばかりかみにつみてやりつさて後にき